

令和元年 第12回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和元年7月11日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

令和元年7月11日

## 東京都教育委員会第12回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 報 告 事 項

- (1) 令和元年度東京都教科用図書選定審議会（第3回）の答申について～教科書調査研究資料及び令和2年度使用教科書採択（都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について～

教 育 長	藤 田 裕 司
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人

事務局（説明員）

教育長（再掲）	藤 田 裕 司
次長	西 海 哲 洋
教育監	宇 田 剛
総務部長	安 部 典 子
都立学校教育部長	江 藤 巧
地域教育支援部長	太 田 誠 一
指導部長	増 田 正 弘
人事部長	浅 野 直 樹
福利厚生部長	小 菅 政 治
教育政策担当部長	小 原 昌
企画調整担当部長	谷 理 恵 子
教育改革推進担当部長	藤 井 大 輔
特別支援教育推進担当部長	高 木 敦 子
指導推進担当部長	瀧 沢 佳 宏
人事企画担当部長	黒 田 則 明
担当部長（総務課長事務取扱）	加 倉 井 祐 介
（書 記） 総務部教育政策課長	秋 田 一 樹

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和元年第12回定例会を開会いたします。

開会に当たり、私から一言御挨拶を申し上げます。私は中井教育長の後任といたしまして、令和元年7月1日付で教育長に就任いたしました藤田裕司でございます。本日より委員の皆様方のお力添えを頂きながら、議事の進行等させていただきますので、よろしく願いいたします。

本日は、時事通信外1社からの取材と、8名の傍聴の申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——では、許可いたします。入室してください。

### 日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会におきまして、一度御注意申し上げてもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づきまして退場を命じることがございます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた方に対しましては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対しまして、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意いただきたいと思います。

### 議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、秋山委員にお願いいたします。

### 前々回の議事録

【教育長】 6月18日の臨時会及び前々回6月20日の第10回定例会の議事録につきましては、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を頂きたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、臨時会及び第10回定例会の議事録につきましては御承認を頂きました。

前回6月27日の第11回定例会の議事録が机上に配布されております。次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を頂きたいと存じます。

## 報 告

(1) 令和元年度東京都教科用図書選定審議会(第3回)の答申について～教科書調査研究資料及び令和2年度使用教科書採択(都立中学校、都立中等教育学校(前期課程)及び都立特別支援学校(小学部・中学部))について～

【教育長】 それでは、報告事項(1)令和元年度東京都教科用図書選定審議会(第3回)の答申について～教科書調査研究資料及び令和2年度使用教科書採択(都立中学校、都立中等教育学校(前期課程)及び都立特別支援学校(小学部・中学部))について～、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 まず、報告資料(1)の4ページ、参考資料1の図を御覧ください。義務教育諸学校の教科書採択に当たり、東京都教科用図書選定審議会に意見を聞いて業務を進めておりますが、今回は、調査研究資料について及び来年度に都立の義務教育諸学校で使用する教科書の採択に関して、審議会に諮問し答申を頂きましたので、御報告いたします。

5ページの参考資料2を御覧ください。今年度の教科書採択では、表の採択の欄に、白三角(△)の印がありますとおり、小学校用については、新学習指導要領に基づく全ての教科の教科書について、新たに採択を行います。中学校用については、昨年度新たに採択をした道徳を除いて、4年に一度の採択替えの年度に当たっておりますが、新学習指導要領の全面実施に伴い、使用期間は1年間となります。また、星印(☆)になりますが、特別支援学校で使用する絵本などの一般図書についても採択を行いま

す。

1 ページを御覧ください。7月1日の審議会で頂戴した答申でございますが、1の令和2～5年度使用都立特別支援学校（小学部）用教科書調査研究資料や、2の学校教育法附則第9条第1項の規定による一般図書に関する資料は、調査研究資料として適切である。また、3の教科書採択資料は来年度に、都立の中学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書を採択する際の資料として適切である。このため、都教育委員会はこれらの資料とともに、既に答申し、前回の教育委員会で御報告いたしました、「令和2～5年度使用教科書調査研究資料（小学校）」等を採択に当たっての資料として、都教育委員会の責任と権限において、適正な採択を行うこと。なお、2の一般図書に関する調査研究資料につきましては、区市町村等他の採択権者に対しても、これが十分に活用されるよう指導、助言を行うことといった内容でございます。

2及び3ページに、これらの資料の概要を記しておりますが、大きく分けて、1の調査研究資料と2の採択資料がございます。まず、1の（1）の都立特別支援学校（小学部）用の調査研究資料（資料No. 1）につきましては、前回の教育委員会定例会で御報告した教科書調査研究資料（小学校）との関連を図りつつ、障害のある児童が興味・関心を持って取り組むことができる内容かといった観点などから調査研究を行いまとめた資料でございます。詳細については、後ほど御説明いたします。

また、（2）の学校教育法附則第9条第1項の規定による一般図書に関する調査研究資料（資料No. 2）につきましては、特別支援学校や公立学校の特別支援学級において、教科書として使用する絵本などの図書について調査研究を行ったものでございます。

報告資料3ページに記載しております、2の教科書採択資料（資料No. 3及びNo. 4）につきましては、このたび都教育委員会が採択を必要とするものについて、教科書の種類や採択方法ごとに分けて、資料を作成しております。各資料について具体的に説明させていただきます。

まず、資料No. 1の5ページを御覧ください。都立特別支援学校で使用する教科書は、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由・病弱の各特別支援学校の学校種別ごとに採

択をいたしますので、調査研究に当たりましても、各教科でこれらの障害種別ごとに調査を行っております。下の表は障害種別ごとの調査の主な観点を一覧表にしたものでございます。教科書の内容及び「構成上の工夫」について、それぞれの障害の状態等を踏まえた調査研究を行っております。

6 ページを御覧ください。聴覚障害特別支援学校の例でございます。表の中段、「障害のある児童が興味・関心をもって取り組むことができる単元等について」、その該当箇所数を数字で、主な内容を文章で記述しております。これは障害の状態等に照らして、いわば使いやすいと考えられる内容の記述でございます。また、その下の段になりますが、指導する際に、障害への配慮や創意工夫を要する内容等についても調査し、その該当箇所数と主な内容について表にまとめております。

例えば、聴覚障害の児童の場合、電話のかけ方など、言葉や音を聞き取る活動が含まれる教材は、学習活動に困難が伴います。また、視覚障害の児童の場合、工具など物の操作を行う活動が含まれる教材、肢体不自由や病弱の児童の場合、手足の操作などを伴う作業やスポーツなどの活動が含まれている教材のほか、外出等により人や物に触れる活動などは、学習活動に困難が想定されます。このような教材を使って指導する際には、様々な工夫や丁寧な説明が必要ですので、こうした事項について資料にまとめております。

さらに、資料の下段に「構成上の工夫」について整理しておりますが、文字の大きさや振り仮名のほか、障害の状態に応じて、学習しやすい構成となっている事項について記載しております。

なお、視覚障害特別支援学校におきましては、全盲の児童と弱視の児童と一緒に学習するため、点字教科書が出版されている教科書を使用いたします。このため、点字教科書が出版されない教科・種目の教科書のみ調査研究を行っております。以上につきまして、幾つかの教科書での取り上げられ方について、御紹介をさせていただきますので、スクリーンを御覧ください。

まず、「聴覚障害のある児童が興味・関心をもって取り組むことができる教材の例」でございますが、例えば、この国語の教科書では、手話や指文字など、聴覚障害のある児童にとって、身近なコミュニケーション手段について取り扱っており、興

味・関心を持って取り組むことができる内容となっております。

また、こちらの教材は、温度によって色が青からピンクに変わるインクを使って金属の板がどのように温まっていくかを調べる実験について、実験の手順や内容が視覚的に分かりやすく掲載されています。実験結果を目で見て、明確に確認できる内容となっております。

次に、視覚障害のある児童が興味・関心を持って取り組むことができる教材の例でございますが、こちらは書写の教科書で、毛筆の筆遣いを、「トン」、「スー」、「ピタッ」という擬音語で表現することにより、視覚に障害のある児童であっても、筆の動きをイメージしやすくなっております。

また、こちらの図工の教科書では、製作した楽器を鳴らして、音を聞く活動を取り上げております。視覚障害のある児童にとっても、触覚や聴覚など、視覚以外の感覚を活用して取り組むことができる内容となっております。

次に、肢体不自由・病弱の児童が興味・関心を持って取り組むことができる教材の例でございますが、こちらの教材は車椅子バスケットボールやボッチャの選手の写真が掲載されており、肢体不自由や病弱の児童にとって、身近に感じられる人の姿から、世界で活躍する人について興味を持って学習できる内容となっております。

さらに、「構成上の工夫」の例で、こちらは生活科の教科書ですが、『ほんとうの大きさずかん』という教材で、木の葉などの植物が実寸大のイラストで示してあり、児童が視覚的に理解しやすい内容となっております。

また、こちらは算数の教科書で、角度について学ぶ教材ですが、扇を開いたときに見える様々な大きさの角が左から右にだんだん大きくなるように、見開きのページで示してあります。障害の状態により、ページをめくるなどの動作が困難な場合がございますが、学習内容を見開きページで示すことで児童の負担を軽減し、内容の把握に集中することができます。

次に、資料No. 2、令和2年度使用特別支援教育教科書調査研究資料（一般図書）について御説明させていただきます。

3ページを御覧ください。平成29年度に一般図書の調査研究資料を作成しておりますが、今年度は学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、主に、知的障害特別支援学校の

小学部向けに調査研究を行うとともに、絶版や品切れ等により供給不能となった図書を補うため、その他、市販されている図書の中から有益と思われる図書について、調査研究を行いました。この冊子には、知的障害の特別支援学校等で1年間を通して教科書として使用することに適していると判断できる図書、合計702冊を掲載しております。

4ページを御覧ください。知的障害の特別支援学校等で使用する教科書につきましては、発達段階にあった図書を選定することが非常に重要でございます。このため、中ほどの表のとおり、AからCまでの三つの発達段階を想定して調査研究を行いまして、教科、種目、発達段階ごとに資料にしてございます。

202ページを御覧ください。左上に「図画工作・美術 発達段階A」と表示しております。右側の203ページは、発達段階Bのものでございます。それぞれの図書につきまして、発行者、書名、著者、定価のほか、図書の内容と、全体の構成や表記・表現といった「構成上の工夫」についてまとめております。また、下段のその他の欄には、市販の図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項や、その他参考となる事項等を記述しております。委員の皆さまの机上には幾つかの一般図書を置いておりますので、参考にしていただければと思います。

次に、教科書の採択資料について御説明します。資料No. 3、令和2年度使用教科書採択について（教科書採択資料）です。こちらは、これまで御説明した調査研究資料等を基に、実際に採択していく際の参考となるよう、来年度都立の義務教育諸学校で使用する教科書の採択の案について、まとめたものでございます。

1ページを御覧ください。まず、「都立特別支援学校の小学部で使用する教科書について」でございますが、全ての教科、種目を新たに採択する必要がございます。視覚障害特別支援学校におきましては、先ほど御説明したとおり、全盲の児童と弱視の児童と一緒に学習するため、点字教科書が出版される教科、種目につきましては、点字教科書の原典となる発行者の教科書を採択の案としております。それ以外の教科、種目や聴覚障害、肢体不自由・病弱の特別支援学校につきましては、お手元の資料No. 4に詳細にまとめております。

1ページを御覧ください。小学部の国語、聴覚障害特別支援学校のものでございま

す。内容として、障害のある児童が興味・関心を持って取り組むことができる単元と、障害への配慮を要する内容等についてそれぞれ取り上げられている教材の数を数字で示すとともに、主な事例について文章で表記しております。数字の左横に、4段階の星印を付けて、教科書を比較しやすいようにしております。障害のある児童が興味・関心を持って取り組むことができるものを白い星（☆）で、指導上の配慮や工夫を要するものを黒い星（★）で示しております。

資料No. 3の2ページを御覧ください。中学校等の道徳の教科書について、御説明させていただきます。都立中学校等で使用する道徳の教科書につきましては、昨年度新たに採択を行っていただきました。義務教育諸学校の教科書は、教科書の無償措置法第14条及び同施行令第15条により、通常4年間同一の教科書を採択することとなっております。このため、このたびは、昨年度に採択したものと同一教科書を採択することとなりますが、新しい学習指導要領が令和3年度から全面実施されることから、使用期間は今年度と来年度の2年間となります。3ページは、昨年度に採択しました都立中学校等の道徳の教科書を一覧にしたもので、これが採択案としてまとめられております。

続きまして、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する道徳以外の教科書の採択資料についてでございます。中学校用教科書につきましては、今年度は、先ほどの道徳を除き、4年ごとに教科書を採択し直す、いわゆる採択替えの年度となっております。しかしながら、新しい学習指導要領が令和3年度から全面実施されることに伴いまして、今回新たに著作・申請して検定に合格した教科書はございませんでした。このため、前回平成26年度の検定に合格した教科書が今年度の採択対象となります。また、令和3年度から、新学習指導要領に基づく新しい教科書を使用することとなりますので、今年度採択する教科書は来年度の1年間だけ使用することとなります。こうしたことにも配慮して、採択する教科書を都教育委員会で決定していく必要があるとされています。5ページと6ページには、前回平成27年度に採択し、現在まで使用している教科書の一覧を採択の案として掲載しております。

8ページを御覧ください。都立特別支援学校の中学部で使用する道徳の教科書につきましては、先ほど御説明しました、中学校の道徳と同様、法令上昨年度採択したも

のと同じ教科書を採択する必要がございます。9ページは昨年度に採択した道徳の教科書を一覧にしたものでして、こちらを採択案として掲載しております。

10ページを御覧ください。都立特別支援学校中学部で使用する道徳以外の教科書についてでございます。先ほど御説明しました、中学校と同様、採択替えを行う年度となっておりますが、新しく著作・申請して検定に合格した教科書がないことや、令和3年度から新学習指導要領に基づく新しい教科書を使用することが予定されていますことから、11ページには、前回の平成27年度に採択し現在まで使用している教科書の一覧を採択の案として、掲載しております。

続いて12ページを御覧ください。都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する文部科学省著作教科書についてでございます。文部科学省著作教科書とは、障害のある児童・生徒が学習内容をよりよく理解できるよう、障害種別に応じて、文部科学省が著作編集した点字版の教科書や、知的障害者用の教科書などを指します。こちらは、13～18ページに、文部科学省発行の特別支援学校（小学部・中学部）用教科書目録に登載されています、全ての教科書を一覧にして採択案として掲載しております。

20ページを御覧ください。都立特別支援学校（小学部・中学部）におきまして、教科書として使用する一般図書についてでございます。一般図書につきましては、毎年度採択替えを行うこととなりますので、先ほど御説明した調査研究資料を踏まえまして、21ページから56ページまで、一覧にして採択案として掲載しております。

なお、採択期限である8月31日以降に、検定済教科書を原点とする点字版及び拡大版の一般図書が新たに発行された場合には、当該図書について追加して採択していく必要がございます。

最後に、報告資料（1）の3ページの3を御覧ください。本日御説明いたしました資料等を十分に御活用いただきまして、今後、都教育委員会の責任と権限において、来年度都立学校で使用する教科書について採択を行っていただきます。

報告は以上でございます。

**【教育長】** ただいまの説明に対して、御意見・御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

よろしゅうございますか。それでは本件につきまして、報告として承りました。

## 参 考 日 程

### (1) 教育委員会定例会の開催

7月25日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程につきまして、教育政策課長から説明をお願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会は、今月の第4木曜日となります、7月25日午前10時から、教育委員会室にて開催を予定しております。以上でございます。

【教育長】 それでは、日程そのほかに、何かございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。ありがとうございました。

(午前10時27分)